

東労基発 0818 第 1 号
令和 8 年 8 月 18 日

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会
会長 川澄 俊文 殿

東京労働局労働基準部長

社会福祉施設における労働災害防止対策の徹底について（要請）

日頃から労働安全衛生行政の推進につきまして、御協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、令和 8 年の都内において社会福祉施設では、休業 4 日以上之死傷者数が 7 月末時点速報値で 598 名と前年同期比 19.4%の大幅な増加と、統計の集計を開始して以降で過去最多のペースで発生しており、非常に憂慮される事態となっています。

中でも、腰痛等動作の反動・無理な動作が 39.0%、転倒が 31.3%と、この 2 つの事故の型で約 3 分の 2 を占めており、特に、転倒は 60 歳以上の被災者が半数以上を占め、休業見込期間も長くなる傾向があります。

令和 7 年 5 月に公布された労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 33 号）による改正後の労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 62 条の 2 第 2 項の規定に基づき、令和 8 年 2 月に「高年齢者の労働災害防止のための指針」（以下「エイジフレンドリー指針」という。）が公表され、令和 8 年 4 月 1 日から適用されており、厚生労働省では、「エイジフレンドリー補助金」により、高年齢労働者の安全衛生対策に取り組む中小企業事業者を支援しています。

つきましては、貴団体傘下会員に対し、下記の事項を徹底の上、別添の資料を活用等し、労働災害防止のために、より一層の対策の強化をお願いいたします。あわせて、エイジフレンドリー補助金の活用についても周知をお願いいたします。

記

- 1 経営トップによる労働災害の縮減に向けた強い決意の発信
- 2 エイジフレンドリー指針に基づく、高年齢者等の転倒、介助作業時の腰痛等による労働災害防止対策の徹底

3 労働災害発生状況（事例）等を盛り込んだ、安全衛生意識の向上等を目指す
安全衛生教育の実施

<別添>

- 1 社会福祉施設の皆さま 労働災害防止に取り組みましょう！
- 2 令和8年4月から「高年齢者の労働災害防止のための措置」が事業者の努力義務となります
- 3 高年齢者の労働災害防止のための指針
- 4 ヘルシーボディを目指しましょう！
- 5 「令和8年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

<第三次産業（社会福祉施設）向け資料の情報>

社会福祉施設 リーフレット	社会福祉施設向け 教育動画（管理者・従業員）	高年齢者対策 （東京労働局 HP）	エイジフレンドリー補助金
------------------	---------------------------	----------------------	--------------



<エイジフレンドリー指針に関連する情報>

指針の解説動画	指針のショート動画	リスクアセスメント	体力チェックの方法
---------	-----------	-----------	-----------

